

鈴鹿市告示第32号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第168条第3項の規定に基づき本市の指定金融機関の取り扱う収納及び支払の事務の一部を取り扱う金融機関を次のとおり指定し、令和8年3月1日から施行する。

令和8年2月27日

鈴鹿市長 末松 則子

金融機関名	事務取扱店舗名
株式会社三十三銀行	本店、全支店及び全出張所
株式会社百五銀行	

備考 株式会社三十三銀行又は株式会社百五銀行は、いずれか1行が2年（令和8年3月1日から開始する期間にあっては令和9年9月30日まで）ごとに交互に取り扱うものとし、株式会社三十三銀行から順に取扱いを開始する。